

米子市まちづくり活動支援交付金事業審査取扱い基準

平成 26 年 7 月 2 日
米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会決定

(趣旨)

- 第 1 米子市まちづくり活動支援交付金要綱(以下「交付要綱」という。)第 14 条第 2 項の規定に基づき、応募のあった市民提案事業の審査等について、必要な事項を定めるものとします。

(書類審査)

- 第 2 提出された応募書類については、予め市民自治推進課(以下「事務局」という。)で書類審査を行います。
- 2 書類審査では、交付要綱に規定する書類及び次の各号に掲げる応募関係の各要件(以下「応募要件等」という。)の確認をします。
- (1) 交付団体に該当するか(交付要綱第 2 条関係)
 - (2) 交付対象事業に該当するか(交付要綱第 3 条関係)
 - (3) 交付金の交付の対象となる経費か(交付要綱第 4 条関係)
- 3 書類審査では、次の各号に掲げることができることとします。
- (1) 簡易な訂正は、その場で申請者(代理者含む)ができるものとします。
 - (2) 市の財源など他の補助金を受けているかどうかなどについて確認するため、関係部署への調査を必要に応じて行う場合があります。
 - (3) その他、応募要件等の確認に必要な範囲で聴き取り調査等を行います。
- 4 書類審査により、応募要件等を満たしていないことが明確に確認できたときには、本審査は受けられません。
- 5 事務局は、書類審査による結果報告書を作成し、審査委員会に提出します。

(本審査)

- 第 3 本審査は、交付要綱で規定する、米子市まちづくり活動支援交付金審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行います。
- 2 本審査は、交付金の種類に分けて行います。
- 3 申請書を提出した市民活動団体に所属する委員は、当該事業の審査から外れるものとします。

(本審査の方法)

- 第 4 委員は、公開プレゼンテーションの前に、予め申請内容を確認し、予備審査として、書類による個別評価を行う。
- 2 公開プレゼンテーションでは、申請者が事業についての説明発表を行います。委員は、申請者に質問等を行うことができます。これは、原則公開で行います。
- 3 委員は、申請された事業ごとに下記の項目・方法により審査を行います。審査は、各委員が申請事業ごとに審査評価表(様式 1、2、3)に評価を記載します。採点は 3 段階評価とします。

【項目】

- 組織の状況と効果
- 事業内容の妥当性と効果
- 交付金の財源的効果

【評価内容】

交付金の種類で区別する。様式1、2、3に定める。

【3段階評価】

区 分	評 価
「評価できる」または「そう思う」	3
「普通」または「どちらともいえない」	2
「評価できない」または「そうは思わない」	1

4 判定について

- (1) 審査結果の集計前に、委員相互の意見交換を行い、各委員は、採点の再チェックを行う。
- (2) 事業ごとに、各委員の評価を集計します。(様式4)
- (3) 各委員の総合点を集計し、申請事業全体の順位付けをします。(様式5)
- (4) 「公益性」について委員の半数以上が「1」と評価した場合には、不採用とします。
- (5) いずれかの項目において、「1」と評価した委員が半数以上を占める場合は、採用について、委員で協議の上、決定します。
- (6) 継続活動コースで拡大・拡充の項目にチェックのない委員が半数以上の場合は、委員で協議の上、採用を決定する。
(拡大・拡充とは、対象人数、対象エリアの拡大、事業内容の充実など)

(審査結果の報告)

第5 審査委員会は、審査終了後、速やかに審査の結果を、書面により市長に報告するものとします。

(審査結果の通知)

第6 市長は、第5により審査委員会から報告を受けた後、速やかに審査の結果を、書面により申請者に通知する。